

I N D E X

- 単身入居の皆様に対するみまもりサービス
(居住支援サービスの斡旋等事業)のお知らせ
- 6月に収入申告書を配付します
- 家賃の減免を希望される方へ
- 駐車場使用料の減免を希望される方へ
- 連帯保証人解除の手続きを希望される方へ
- 市営住宅駐車場の規格制限について
- 家財保険への加入について
- 新任管理人紹介



(一財)札幌市住宅管理公社の
ホームページアドレスです!

<https://s-j-k.or.jp/>



単身入居の皆様に対するみまもりサービス (居住支援サービスの斡旋等事業)のお知らせ

市営住宅に一人でお住まいの方の安否を心配するお問い合わせが増えてきています。そこで、単身の入居者様に①安否確認と②費用補償がセットになったサービスをお知らせいたします。

- ① 安否確認: 1週間に2回、ご自身の安否を登録したご家族等へメールでお伝えするサービス。
- ② 費用補償: 万一、ご自宅内でお亡くなりになった場合に、お部屋の家財を処分する費用や原状回復費用の補償を行うサービス。

集会所にパンフレットを用意しておりますので、ぜひこの機会にご家族・ご親戚の方ともご検討いただくことをおすすめいたします。詳しくは下記へお問い合わせください。

- ※ 初回登録料11,000円 月額利用料1,650円(税込み)
- ※ 費用補償(保障限度額100万円)はご自宅内での死亡時のみ対象となります。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課

☎211-3385

6月に収入申告書を配付します

6月上旬に皆様のお宅へ収入申告のための書類を配付します。

収入申告は今年の6月1日現在市営住宅にお住まいの方を対象に、来年度(令和7年度【2025年度】)の家賃を算定するために、収入申告書に証明書類を添えて申告していただくものです。

配付する説明書で収入申告書の記載事項や添付書類をご確認のうえ、6月28日(金)までに住宅管理公社家賃係宛てに郵送していただくか、集会所へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、収入申告書をご提出いただけませんと収入に基づく家賃を決定できないため、令和7年4月からの家賃は、近傍同種家賃(近郊の民間賃貸住宅並みの家賃)となりますのでご注意ください。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

家賃の減免を希望される方へ

市営住宅には、低収入、失職、病気等の理由により、一定の条件を満たした場合に家賃を一定期間減額または免除できる家賃減免制度があります。家賃減免を希望する方は、公社または集会所までご相談ください。

新たに家賃減免を希望される方は、希望される月の末日までに申請してください。

すでに家賃減免中の方は、減免期間が終了する時に新たな申請が必要となりますのでご注意ください。



問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

駐車場使用料の減免を希望される方へ

※ 次の(1)から(3)の要件のすべてを満たしている方は、駐車場使用料が減免となる場合がありますので、下記にご相談ください。

- (1) 車いす住宅に付随する専用駐車場を利用する方、又は身体の移動のために自動車の使用が不可欠と認められる方(通勤、通学等)
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢又は体幹の障がいにより1級から4級に該当する方
- (3) 家賃の減額を受けている方で減免率60%の方、又は家賃の免除を受けている方

※ 借り上げ住宅は駐車場減免の対象ではありません。

※ 介護用で駐車場をご利用の場合は、駐車場減免に該当しません。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

連帯保証人解除の手続きを希望される方へ

令和6年4月1日から連帯保証人解除申請書の受付を開始しています。

連帯保証人解除承認通知書の発送は申請から1~2か月かかる見込みです。なお、受付が集中した場合は遅れることがありますのでご了承願います。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

市営住宅駐車場の規格制限について

市営住宅の駐車場は規則により、利用できる車両の規格が
長さ490cm、幅182cmまでに制限されていますのでご注意ください。
(借上市営住宅の駐車場は各管理会社にお問い合わせください。)



問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社
業務課 駐車場・収納担当係

☎208-1280

家財保険への加入について

入居者が火災や漏水などの事故を起こした場合、その入居者に損害賠償責任が生じます。これら事故に備え、家財保険に加入し、賠償責任保険の特約を付けることは有効な手段です。札幌市としては、一定の費用負担が必要となることから、加入を強制するものではありませんが、安心して日常生活を送るために、加入することをおすすめします。

また、加入をご検討される場合は、直接保険会社にお問い合わせください。

なお、間取り等の必要な情報については、下記の指定管理者にお問い合わせください。

■ 事故の事例(一例)

事故の事例は様々ですが、主な事例は下記のとおりです。

・ 火災

寝たばこ、台所の火の不始末、台所の壁の熱伝導着火、仏壇のろうそくの火の不始末、コンセントのたこ足配線など発生原因は様々です。

・ 洗濯排水の水もれ事故

洗濯機の排水管の接続不良などにより、大量の排水が階下の住戸までもれ、住戸や家財を損傷させるケースがあります。

・ 灯油もれ事故

住戸内にある灯油コック、給油ホース、ストーブに接続不良があり、灯油もれが起きるケースがあります。灯油もれは火災発生のリスクが高まるだけでなく、灯油の揮発により健康被害が生じるおそれもあります。

■ 指定管理者

北区・西区・手稲区の方……エムエムエスマンションマネジメントサービス(株) ☎232-3111

中央区・東区・白石区の方…日興美装工業(株) ☎0120-846-219

豊平区・清田区・南区の方…(株)東急コミュニティー ☎555-0071

厚別区の方……(株)東急コミュニティー ☎801-7060



新任 管理人 紹介

- ① 集会所名
- ② 氏名及びふりがな
- ③ 出身地
- ④ 趣味



- ① 『屯田集会所』
- ② 『本庄 史和』
ほんじょう ふみかず
- ③ 『札幌市』
- ④ 『ジョギング、ゴルフ』



- ① 『美香保集会所』
- ② 『高橋 一弘』
たかはし かずひろ
- ③ 『当別町』
- ④ 『映画鑑賞』



- ① 『宮の沢集会所』
- ② 『林 俊昭』
はやし としあき
- ③ 『室蘭市』
- ④ 『食べ歩き、スキー、ゴルフ』



- ① 『前田7条集会所』
- ② 『阿部 英朗』
あべ ひでろう
- ③ 『天塩町』
- ④ 『映画鑑賞、旅行』



- ① 『山口団地会館』
- ② 『小田 学』
おだ まなぶ
- ③ 『旭川市』
- ④ 『サウナ、音楽鑑賞(最近はジャズ)、トレッキング』



- ① 『月寒集会所』
- ② 『佐藤 多加志』
さとう たかし
- ③ 『札幌市』
- ④ 『ドライブ、釣り、音楽、車』



- ① 『月寒五区会館』
- ② 『阿部 洋一』
あべ よういち
- ③ 『旭川市』
- ④ 『日帰り温泉、読書』



- ① 『ひばりが丘東集会所』
- ② 『大久保 春樹』
おおくぼ はるき
- ③ 『札幌市』
- ④ 『スポーツ観戦、旅行』



- ① 『もみじ台西集会所』
- ② 『天方 外司彦』
あまがた としひこ
- ③ 『小樽市』
- ④ 『ドライブ、筋トレ、お酒、カラオケ、料理他』



- ① 『北野6条集会所』
- ② 『絹川 昭博』
きぬかわ あきひろ
- ③ 『旭川市』
- ④ 『ウォーキング、食べ歩き』



- ① 『中ノ沢集会所』
- ② 『小松 尚』
こまつ たかし
- ③ 『上士幌町』
- ④ 『音楽鑑賞等』